

漢代の債権回収請求訴訟

——「候粟君所責寇恩事」冊書の分析から——

鷹 取 祐 司

A Debt Collection Lawsuit in the Han Dynasty

TAKATORI Yuji

abstract

Collections of the claim with interrogation to debtors in Northwest China in the Han Dynasty is a debt collection lawsuit. A Han wooden strips (漢簡) document named the case of the charge against K'ou En by the Commander, His Honour Su, (「候粟君所責寇恩事」冊書) is one case of the debt collection lawsuit. Through the examination of the case of the charge against K'ou En by the Commander, the feature of a debt collection lawsuit in the Han Dynasty can be made clear. Until recently, however, it was thought that the case of the charge against K'ou En by the Commander was a case of a criminal action. In this paper, first I prove the case of the charge against K'ou En by the Commander was not a criminal action but a debt collection lawsuit. Secondly, I will explain the case of the charge against K'ou En by the Commander as a case of a debt collection lawsuit. It will become clear that a debt collection lawsuit in the Han Dynasty had no judicial decision and no investigation by an officer.

はじめに

- 一 債権回収請求訴訟の概要
- 二 候粟君冊書と従来 of 解釈
 - (一) 候粟君冊書の概要
 - (二) 初山氏の候粟君冊書解釈
- 三 候粟君冊書の分析
- 四 候粟君冊書と債権回収請求訴訟
 - (一) 候粟君冊書の手順と債権回収請求訴訟の手続き
 - (二) 債権回収請求訴訟の判決
 - (三) 冊書に続く手続き

おわりに

はじめに

漢代の中国では、西北辺境の長城地帯を警備する吏卒や在地民間人の間で掛け売りや金銭貸借が盛んに行われていたが、その代金や貸し金などの債権は官がその統治組織を使って回収していた。漢代長城遺址出土の居延漢簡や敦煌漢簡には、官が属下の吏卒の申告を承けて、債務者の所属官署や居住県に対し債権の回収を命じた文書がいくつも含まれている。そのうち債務者を尋問した上で債権を回収する手続きは、債務者に債権を支払ってもらえない債権者が債権を回収してくれるよう官に対して求めたもので、侵害された私権を公権力によって回復する公力救済に当たることから債権回収請求訴訟とすることができる。債権回収請求訴訟では、下された債権回収命令を見る限り、いわゆる刑事裁判手続き¹⁾とは異なり官による事実究明や判決の如き手続きは存在しないようなのである。漢簡に含まれる「候粟君所責寇恩事」冊書（以下「候粟君冊書」）は金銭などの返還を求めた訴えの記録で、冊書の簡に脱落もなく文字も殆ど読むことができるので、この冊書の分析によって債権回収請求訴訟の具体的手続きやその特徴を明らかにすることが可能となろう。ところが、この冊書はこれまで刑事裁判手続きの枠組みの中で理解されてきたのである²⁾。

本稿は、候粟君冊書の整合的理解を試みた前稿³⁾の考察結果を承けて、従来の候粟君冊書解釈の問題点を明らかにした上で、冊書の手順を債権回収請求訴訟手続きの中で解釈することによって、漢代債権回収請求訴訟の特徴を明らかにしようとするものである。な

1) 言う所の刑事裁判手続きとは、次の『史記』張湯伝や張家山漢簡・奏讞書（注13参照）に見える裁判手続きを指す。

張湯者、杜人也。其父為長安丞，出，湯為兒守舍。還而鼠盜肉，其父怒，笞湯。湯掘窟得盜鼠及餘肉，劾鼠掠治，傳爰書，訊鞠論報，并取鼠與肉，具獄牒堂下。其父見之，視其文辭如老獄吏，大驚，遂使書獄。（『史記』卷一二二 酷吏列傳・張湯傳）

なお、刑事裁判手続きについては、初山明「秦の裁判制度の復元」（林巳奈夫編『戦国時代出土文物の研究』京都大学人文科学研究所 一九八五）、宮宅潔「秦漢時代の裁判制度」（『史林』八一—二 一九九八）参照。なお、秦漢時代の裁判手続きを刑事裁判手続きと呼ぶことについては、滋賀秀三『清代中国の法と裁判』（創文社 一九八四）第一「清朝時代の刑事裁判——その行政的性格。若干の沿革的考察を含めて——」五頁、及び、初山前掲論文五三〇～五三一頁参照。

2) 以下に述べる所の長城地帯における債権回収及び候粟君冊書を巡る疑問や問題点については、拙稿「漢代の裁判文書『爰書』——戍卒による売買を手掛かりに——」（『史林』八〇一—六 一九九七）参照。

3) 拙稿「『候粟君所責寇恩事』冊書の再検討」（『大阪産業大学論集』人文科学編一〇八号 二〇〇二）。以下「前稿」という場合はこの拙稿を指す。

お、以下に利用する史料は主として漢簡であるため、本稿で論ずる所の債権回収請求訴訟は西北辺境の長城地帯に限られること、予め断っておきたい。

一 債権回収請求訴訟の概要

債権回収請求訴訟では、債権者が回収不能債権の回収を求めて官に訴える場合、契約書などによって債権が事実であることを証明した上で訴える場合と、何の証明も無く訴える場合とがあった。文書や帳簿では債権を持っていることが「責」と表現されるが、債権の存在が証明されていない場合は、自己申告であることを示す「自言」の語が加えられて「自言責」と記された。債権回収請求の訴えを受けた官は債務者の所属する官署や居住県に対して債権回収命令を出すのであるが、債権者が債権の存在を証明したか否かによって、債権回収命令が異なってくる。次の簡は、債権者が債権の存在を証明することなく訴えた場合の債権回収命令である。

元延元年十月甲午朔戊午，橐佗守候護移肩水城官。吏自言責齋夫犖晏，如牒。書到，
驗問收責報。如律令。(506・9A)⁴⁾

〔元延元年十月二十五日，橐佗鄣候心得の護が肩水都尉府に通知する。吏が齋夫犖晏
に対し債権を持っていると自言したこと添附簡の通り。この文書が到着したら，尋問
し債権を回収して報告せよ。律令の如くせよ。〕

これに対し，債権の存在を証明した上で訴えた場合は次のようになる。

更始二年四月乙亥朔辛丑，甲渠鄣守候塞尉二人移氐池。律曰□□□□

史，驗問收責報。不服，移自證爰書。如律令。(E.P.C:39)

〔更始二年四月二十七日，甲渠鄣候心得で塞尉の二人が氐池県に通知する。律には
……とある。……史，尋問して債権を回収し報告せよ。承服しない場合は自証爰書を

4) 漢簡のテキストは，中国社会科学院考古研究所『居延漢簡 甲乙編』（中華書局 一九八〇），謝桂華・李均明・朱国焯『居延漢簡积文合校』（文物出版社 一九八七），甘肅省文物考古研究所・甘肅省博物館・中国文物研究所・中国社会科学院歴史研究所『居延新簡 甲渠候官』（中華書局 一九九四），甘肅省文物考古研究所『敦煌漢簡』（中華書局 一九九一）。なお，漢簡の积文に使用した記号は「□」が簡の断切，「□」が积読不明の文字，「=」が前行末からの連続を示し，冊書形式のものは一簡一簡を区別せず追い込みで記した。また，解釈で検討の必要な箇所は原文のまま記した。

送付せよ。律令の如くせよ。]

この簡には債権があることの記載が欠落しているが、同じ「不服、移自証爰書」の文言を持つ次の簡に「責」とあることから、債権を証明した上で訴えた場合とわかる。

● 徒王禁責誠北候長東門輔錢。不服， ● 一事一封 四月癸亥，尉史同奏封 (259・1)
移自証爰書。會月十日。

[● 刑徒の王禁が誠北候長の東門輔に対し債権を持つ。承服しない場合は、自証爰書を送付せよ。今月十日に出頭せよ ● 一事一封 四月癸亥の日，尉史の同が封印。]

債権を証明した上で訴えたE.P.C:39簡では、「驗問收責報」に加えて「不服、移自証爰書」という命令が加わっており、債務者が債務を承服しないのならば、証不言請律によって偽証罪が適用される自証爰書⁵⁾によってその旨を証言することが求められている。

債権回収請求訴訟は回収不能債権の回収を求めて官に訴えたものであるから、もしも債務者が債務を承服せず紛争が解決できない場合は、官の判決などによる決着が想定されよう。ところが、債権回収請求の訴えを受けた官が出す「驗問收責報」という命令は、訴えられた債務者の尋問、債権の回収、及びその結果の報告を命ずるだけのものである。債権者が債権を証明しないで訴えた場合には、債務者が債務を承服しなかったとしても、官は何の措置も取っていないようなのである。次の簡はそのことを示唆するものである。

殄北候令史登不服負臨木候長憲錢。謂臨木候長憲。● 一事集封 四月己卯，尉史彊奏
= 封 (E.P.T51:25)

[殄北候官令史の登は臨木候長の憲に借金があることを承服しなかった。臨木候長の憲に通知する。● 一事集封 四月己卯，尉史の彊が封印。]

これは債権者に尋問結果を通知した文書の発信記録である。発信記録の記載内容が送付文書の全文でないことは言う迄もないが、同じ文書発信記録である前掲259・1簡では東門

5) 自証爰書については、粉山明「爰書新探——漢代訴訟論のために——」(『東洋史研究』五一—三 一九九二) 参照。証不言請律は次のものである。

證不言請，以出入罪人者，死罪，黥爲城旦舂，它各以其所出入罪反罪之。獄未鞠而更言請者，除。吏謹先以辨告證。(張家山漢簡・二年律令 一一〇)

なお、張家山漢簡のテキストは、張家山二四七号漢墓竹簡整理小組『張家山漢墓竹簡〔二四七号墓〕』(文物出版社 二〇〇一)。

輔が債務を承服しなかった場合の措置が「不服，移自證爰書」と明記されていることと対比すれば、「不服負臨木候長憲錢」と記すだけのE.P.T51:25簡は債務を承服しなかったことを通知するだけだったようである。

以上に述べた債権回収請求訴訟の手続きを整理すると次のようになろう。〔 〕内は、債権者が債権の存在を契約書などによって証明した上で訴えた場合に追加される手続きである。

- A 債権者が債権回収を求めて債務者を訴える。
- B 訴えを受けた官署が債務者の所属官署や居住県に対して債務者尋問・債権回収・結果報告を命令。〔尋問で債務者が債務を承服しない場合は、債務不存在を証言する自証爰書を送付するよう命令。〕
- C 債務者の所属官署や居住県が債務者を尋問し債権を回収。〔債務者が債務を承服しなかった場合は、債務不存在を証言する自証爰書を作成。〕
- D 債務者の所属官署や居住県が債務者尋問の結果を債権者に報告。〔債務者が債務を承服しなかった場合は、債務不存在を証言する自証爰書も送付。〕

このような債権回収請求訴訟の手続きを供述や証言の信憑性から見ると、債権者が債権の存在を契約書などで証明した上で訴えたか否かによって二つの水準が想定される。即ち、債権者が債権の存在を証明しないで訴えを起し、尋問された債務者が債務を承服しない場合でも自証爰書による証言を要求されない水準と、債権者が証明した上で訴えを起し、債務者も債務を承服しない場合は自証爰書による証言が求められる水準の二つである。前者では「自言」の語が附記され、後者では自証爰書の作成が命じられていることに因んで、前者の水準を自言レベル、後者の水準を爰書レベルと呼んでおこう。自言レベルでは供述内容が事実である保証は必要ないが、爰書レベルでは供述内容が事実である保証が必要とされた。尋問された債務者が債務を承服しない場合に自証爰書による証言が爰書レベルでのみ求められたのは、このような供述の信憑性における均衡を保つために他ならない。

先述のように、債権回収請求訴訟には判決の如き手続きは存在しないようなのである。そこで、候粟君冊書を考察することで、判決の有無も含めて債権回収請求訴訟の手続きを明らかにしてゆきたい。

二 候粟君冊書と従来解釈

(一) 候粟君冊書の概要

候粟君冊書は主に次の部分で構成されている。

- I 建武三年十二月癸丑朔乙卯（三日）附，粟君に対する債務は無いことを証言した寇恩の自証爰書（以下「三日附寇恩自証爰書」）E.P.F22:1～20
- II 建武三年十二月癸丑朔戊辰（十六日）附，寇恩の自証爰書（三日附寇恩自証爰書と日附が異なるだけでほぼ同内容。以下「十六日附寇恩自証爰書」）E.P.F22:21～28
- III 建武三年十二月癸丑朔辛未（十九日）附，都郷齋夫が居延県廷に宛てた寇恩尋問結果の報告文書（以下「都郷齋夫報告文書」）E.P.F22:29～32
- IV 十二月己卯（二十七日）附，居延県廷が甲渠候官へ宛てた文書（以下「居延県廷文書」）E.P.F22:34～35

冊書を巡る一連の経緯は都郷齋夫報告文書（Ⅲ）と居延県廷文書（Ⅳ）から知ることができる。そこでこれら二文書を挙げた上で、前稿の考察結果に従って冊書における手順を整理しておこう。

- III 建武三年十二月癸丑朔辛未，都郷齋夫宮敢言之。廷移甲渠候書曰「『去年十二月中，取客民寇恩爲就，載魚五千頭，到鱒得。就買用牛一頭・穀廿七石。恩願沽出時行錢卅萬，以得卅二萬。又借牛一頭以爲輝，因賣不肯歸。以所得就直牛償，不相當廿石。』書到，驗問治決言。」前言解。廷却書曰「恩辭不與候書相應。疑非實。今候奏記府，願詣郷爰書是正。府録令明處。更詳驗問治決言。」謹驗問恩，辭「不當與粟君牛不相當穀廿石。又以在粟君所器物直錢萬五千六百，又爲粟君買肉糴穀三石，又子男欽爲粟君作買直廿石，皆盡償所負粟君錢畢。粟君用恩器物幣敗，今欲歸，恩不肯受。」爰書自證。寫移爰書。叩頭死罪死罪敢言之。

〔建武三年十二月十九日，都郷齋夫の宮が申し上げます。居延県廷が甲渠郷候の文書を送付して言うには「『去年の十二月中に，客民の寇恩を雇い，魚五千匹を載せ，鱒得県まで運ばせた。牛一頭と穀二十七石を労賃とした。寇恩は四十万銭で売ることを請け負ったが，売上げは三十二万銭だった。さらに，牛一頭を借りて運送用に使った後，売り飛ばしてしまっていて返そうとしない。労賃として受け取った牛を返却して弁済

したが、穀二十石分足りない』と（甲渠鄣候の文書にはあった）。この文書が到着したら、尋問し治決して報告せよ」とありました。先に（寇恩の）弁解は報告済みです。居延県廷が返送してきた文書には「寇恩の供述内容は甲渠鄣候の文書と一致しない。事実でない疑いがある。今、甲渠鄣候は府に記を送付して、郷に赴いて爰書によって証明させることで供述を訂正させたいと請願した。府は録を下して明処を命じてきた。更めて詳しく尋問し治決して報告せよ」とありました。謹んで寇恩を尋問しましたところ、供述して言うには「牛の価格差である穀二十石を粟君に返済する義務はありません。さらに、粟君のもとにある器物のその代金一万五千六百銭と、粟君の為に購入した肉及び穀物三石と、息子の欽が粟君の為にした労働のその労賃穀物二十石とによって、粟君に対する負債は全て返済済みです。粟君は私恩の器物が壊れていると言って、今、返そうとしましたが、私恩は受け取りを拒否しました」と。以上、爰書によって自ら証明しました。その爰書を書き写して送付します。恐れながら申し上げます。〕

IV 十二月己卯、居延令 守丞勝移甲渠候官。候所責男子寇恩詣⁶⁾郷置辭、爰書自證。寫移。書到、□□□□□辭、爰書自證。須以政不直者法亟報。如律令。掾黨、守令史賞。

〔十二月二十七日、居延令の、丞心得の勝が甲渠候官に通知する。鄣候が返済を求めている男子寇恩は郷に出頭して供述し、爰書によって自ら証明した。書き写して送付する。この文書が到着したら、□□□□□辭、爰書によって自ら証明せよ。須以政不直者法亟報。律令の如くせよ。掾の黨、令史心得の賞。〕

【候粟君冊書の手順】

- ①粟君が居延県廷に対し寇恩を訴える。その際、債権の存在を証明してはいない。
- ②居延県廷が都郷嗇夫に対し寇恩尋問を命令。
- ③都郷嗇夫が寇恩を尋問し、寇恩は債務不存在を証言する三日附寇恩自証爰書（I）を作成。
- ④都郷嗇夫が寇恩の尋問結果を居延県廷に報告。その際、寇恩が債務不存在を自証爰書によって証言した事実の通知及び自証爰書の送付をしなかったため、居延県廷は尋問における寇恩の弁解を自証爰書による証言ではない単なる供述とみなす。
- ⑤居延県廷が、寇恩は債務を承服しなかったという尋問結果を粟君に通知。
- ⑥粟君が都尉府に対し「記」を送付して居延県までの移動許可を申請。

6) 整理小組の積文は「事」に作るが「詣」に改めた。前稿参照。

- ⑦都尉府が居延県廷に対し「明處」するよう命令。
- ⑧居延県廷が都郷嗇夫に対し寇恩の再尋問を命令。
- ⑨都郷嗇夫が寇恩を再尋問し、寇恩は債務不存在を証言する十六日附寇恩自証爰書（Ⅱ）を作成。
- ⑩都郷嗇夫が二度の尋問命令の両方に対する報告という形で、寇恩が債務不存在を自証爰書によって証言したことを報告（Ⅲ）。その際、第一回尋問の際に作成し都郷で保管していた三日附寇恩自証爰書（Ⅰ）と第二回尋問で作成した十六日附寇恩自証爰書（Ⅱ）を添附。
- ⑪居延県廷が、都郷嗇夫から送付されてきた二通の寇恩自証爰書（Ⅰ・Ⅱ）と都郷嗇夫報告文書（Ⅲ）に、粟君に対し自証爰書による証言を求めた県廷発信の文書（Ⅳ）を追加して、甲渠候官に送付。
- ⑫甲渠候官が居延県廷から送られてきたこれらの文書（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ）につけ札をつけて保管。

これまで多くの先行研究が候粟君冊書を取り上げているが、わけても初山明氏と張建国氏の研究⁷⁾は、冊書全体を裁判手続きという面から分析しようとしたものである。初山氏は先の手順⑥以降を次のように考えている。候粟君の「記」を受けた府が居延県に寇恩の尋問とそれに基づく県廷の判断を求め、県はこれを承けて寇恩の住む都郷に寇恩尋問を命じた。都郷は寇恩を尋問し自証爰書を作成して県に報告し、県はその尋問結果に自己の判断を附した原案を府に提出すると共に、同内容の文書を候粟君の所属する甲渠候官へ送付した。甲渠候官では然るべき対応を取った後、やはり自己の判断を添えた原案を作成して府に提出し、府では居延県と甲渠候官各々の原案と爰書とを勘案して最終的な判決を下す、と。一方、張建国氏は次のように考えている。粟君が自分も都郷に赴き爰書によって証言したいと府に請願したのを承けて、粟君と寇恩の供述が食い違っていること、さらに、居延県が寇恩の証言に対して疑いを懐いていることを知っていたであろう府は、居延県廷に対して寇恩の再尋問を命じた。それを承けて県廷は都郷に寇恩の再尋問を命じた。都郷から寇恩再尋問の結果を受け取った居延県廷は、甲渠候官に寇恩の尋問結果を送ると共に、粟君を尋問しその結果と粟君の自証爰書を居延県廷に送るよう命じた。甲渠候官から粟君の尋問結果と自証爰書が送付されてきた後、居延県廷が両者の尋問結果を踏まえてこの案

7) 初山明「居延新簡『駒罷勞病死』冊書——漢代訴訟論のために・続——」（『堀敏一先生古稀記念 中国古代の国家と民衆』汲古書院 一九九五 所収）、張建国『帝制時代的中国法』（法律出版社 一九九九）第三部分「居延新簡“粟君債寇恩”民事訴訟簡案研究」。

件の審理を行い判決を下す、と。

両氏の解釈には判決権の所在など少なからず相違もあるが、訴えた粟君と訴えられた寇恩双方の訴えや尋問結果をもとに、府または居延県廷が審理して判決を下すという裁判手続き全体の枠組みは共通している。しかしながら、そのような枠組みで解釈した場合、裁判手続きとして大きな疑問が生じるのである。即ち、一方の当事者である寇恩の自証爰書がどうしても一方の当事者である粟君の元に送付されるのか、また、長官である粟君を甲渠候官所属の誰が公正に尋問するのかといった疑問である。また、粉山氏は居延県廷文書（Ⅳ）の「須以政不直者法亟報」を居延県廷による法適用の原案と見なしているが、これに対しては、当事者の一方である寇恩の尋問をただけで法の適用について判断することが可能なのかという疑問も生じる。そこで、自説の根拠を明確に示している粉山氏の解釈を検討しよう。

（二）粉山氏の候粟君冊書解釈

粉山氏は、漢簡中の「駒罷勞病死」冊書と呼ばれる文書に見える府と甲渠候官の関係を候粟君冊書の府と居延県廷の關係に当てはめる形で候粟君冊書を解釈しているので、まず粉山氏の「駒罷勞病死」冊書解釈を見よう。「駒罷勞病死」冊書は、甲渠候官所属の守塞尉放が死んだ子馬の弁償を求めて止害燧長秦恭を府に訴えた記録である⁸⁾。

【「駒罷勞病死」冊書】

建武三年十二月癸丑朔丁巳，甲渠鄯候獲叩頭死罪敢言之。府記曰「守塞尉放記言『——（子馬が死ぬまでの経緯）——候長孟憲・燧長秦恭皆知状。』記到，驗問明處言，會月廿五日。」前言解。謹驗問放・憲・恭，辭皆曰「——（中略）——俱之止害燧，取駒去，到吞北燧下，駒死。」案，永以縣官事行警檄，恐負時騎放馬行檄。駒素罷勞病死。放又不以死駒付永。永不當負駒。放以縣官馬擅自假借，坐藏爲盜。請行法。獲教敕要領放母状，當并坐。叩頭死罪死罪敢言之。（E.P.F22:187～201）

〔建武三（後二七）年十二月五日，甲渠鄯候の獲が恐れながら申し上げます。府の記には「塞尉心得の放の記には『——（子馬が死ぬまでの経緯）——候長の孟憲と燧長の秦恭とが皆状況を知っております』とあった。この記が到着したならば，尋問し明処して報告せよ。今月二十五日に出頭せよ」とありました。既に（焦永の）弁解は報告済み。謹んで尉の放と孟憲と秦恭とを尋問したところ，皆供述して言うには「——

8) この冊書については、前掲拙稿「『前言解』小考」参照。

(中略)——一緒に止害燧に行き、子馬を連れて、呑北燧付近まで来たところで子馬は死にました」と。思うに、焦永は公務によって警戒の檄を巡回伝達したのであり、遅れないよう尉の放が借りた馬に乗って檄を巡回させたのです。子馬はもとより疲労していたため病死したものです。尉の放はさらに子馬の屍骸を焦永に引き渡しておりません。よって、焦永には子馬を賠償する義務はありません。尉の放は公用の馬を規定に違反して勝手に借用しており、不正取得で盗罪に当たります。どうか処罰されますように。私獲も尉の放に対する監督不行届であり、併せて処罰されるに当たります。恐れながら申し上げます。]

初山氏はこの冊書を次のように理解している。即ち、守塞尉放が子馬の弁償を求めて止害燧長焦永を府に訴えた。府は、守塞尉放と止害燧長焦永が所属する甲渠候官に、該当者を取り調べて案件に明確な判断を下し、その結果を報告するよう命じた。甲渠候官が守塞尉放と孟憲・秦恭を尋問した結果、放に不法行為のあったことが発覚した。甲渠候官は尋問結果に基づいて、焦永は放に子馬を弁償する必要はなく、県官の馬を勝手に借用した放の行為は盗罪に相当するというこの案件に対する自らの判断を述べて府に報告した、と。

初山氏は「駒罷勞病死」冊書の経緯をこのように理解した上で、裁判を巡る府と下級機関との関係を次のように考える。即ち、府が守塞尉放の「奏記」を受けた時点でこの案件の裁判権は府にある。その府から候官へ「記」が下されたのは、裁決に必要な事実関係の調査を候官に指示するためだったと理解するのが最も自然であるが、府からの下達命令は単なる調査ではなく、「明處」、即ち事案に対する候官の判断を求めるものであった。「焦永に賠償の義務はなく、放の行為は盗罪に相当する」という部分がその「明處」に当たり、これは放を尋問した候官による刑罰の引き当て（「論」）といえる。しかし、「請行法」とあるように、候官は最終的な決定権が府にあることを前提としているのだから、候官の見解は当該案件に対する原案なのであって、府が求めた「驗問明處言」は判決に資するための原案の作成提示を求めたものであろう、と。

さらに初山氏は、裁判を巡るこのような府と下級機関との関係を候粟君冊書に当てはめて次のように理解する。即ち、候粟君冊書でも粟君の「奏記」を受けた府が県廷に「録」を下して「明處」を求め、県廷が都郷に「驗問治決」を命じている。これは「駒罷勞病死」冊書で、守塞尉放の「奏記」を受けた府が候官に「記」を下して「驗問明處」を求める関係と軌を一にするものである。それ故、県廷の判断を添えた原案が候粟君冊書にも含まれるはずであり、「須以政不直者法亟報」が粟君に対する法の適用についての県廷の判断(原案)に当たると解することができる。従って、候粟君冊書の「報」は「論報」の謂である、と。

このように、粉山氏は「駒罷勞病死」冊書における府と甲渠候官の関係を、候粟君冊書の府と居延県廷に当てはめることで候粟君冊書を解釈しているのであるが、粉山氏の「駒罷勞病死」冊書解釈には検討の余地がある。「明處」という語の解釈と「放以縣官馬擅自假借，坐藏爲盜」の理解である。

まず、「明處」について。粉山氏は『論衡』案書篇⁹⁾で「不宜明處」と「剖破渾沌，解決乱絲」とが対比されていることから、「明處」を「自己の判断を明確に示す」と解釈するのであるが、粉山氏自身も引用しているように、「剖破渾沌，解決乱絲」の後には「言無不可知，文無不可曉」と続いており、この部分で問題となっているのは言葉や文の意味の明瞭さである。それ故、「明處」は「はっきりさせる」という意味に過ぎず、「自己の判断を」という意味は含まれないのではないだろうか。『論衡』にはもう一箇所「明處」の語が見え¹⁰⁾、そこでは薄葬について「儒家論不明」と言い、また「陸賈依儒家而説，故其立語，不肯明處」と言っていることから、ここでは「不肯明處」と「不明」がおよそ同じ意味となるだろう。それ故、この場合の「明處」も「はっきりさせる」という意味以上に出ないのではないだろうか。そうであるならば、府が甲渠候官に命じた「明處」は単に子馬を巡る事実関係をはっきりさせるよう命じたものとなるだろう。

粉山氏が「明處」に「自己の判断を」という意味を読み込んだのは、恐らく、氏が「放以縣官馬擅自假借，坐藏爲盜」の部分「論」と考えていたためであろうが、果たしてそう解することができるのだろうか。「論（刑の量定）¹¹⁾」は「鞫（犯罪事実の確認）」で確認された犯罪事実に対して行われるが、その「鞫」は被疑者の罪状自認を承けて行われる¹²⁾。被疑者が罪状を自認したことは、典籍史料では「辭服」、被疑者の供述の中では「毋它坐罪」「罪，毋解」と記される¹³⁾が、守塞尉放らの供述にこれらの語は無い。それ故、「鞫」の前提は整っていないことになり、その結果、「論」を行うこともできないのではないか。

9) 不務全疑，兩伝并紀，不宜明處。孰與剖破渾沌，解決乱絲，言無不可知，文無不可曉哉。（『論衡』卷二九 案書篇）

10) 賢聖之業，皆以薄葬省用爲務。然而世尚厚葬，有奢泰之失者，儒家論不明，墨家議之非故也。墨家之議右鬼，以爲人死輒爲（神）鬼而有知，能形而害人，故引杜伯之類以爲効驗。儒家不從，以爲死人無知，不能爲鬼，然而賻祭備物者，示不負死以觀生也。陸賈依儒家而説，故其立語，不肯明處。劉子政舉薄葬之奏，務欲省用，不能極論。（『論衡』卷二三 薄葬篇）

11) 「論」の定義は「刑の量定」（粉山前掲「秦の裁判制度の復元」五四四頁）であるので、以下、この表現を用いる。

12) 粉山前掲「秦の裁判制度の復元」五四四～五四六頁、及び宮宅前掲論文五六～五七頁。また、次注所掲の張家山漢簡・奏讞書二八～三五参照。

13) (王尊) 兼行美陽令事。春正月，美陽女子告假子不孝曰「兒常以我爲妻，妒答我。」尊聞之，遣吏收捕驗問，辭服。（『漢書』卷七六 王尊傳）

今仮に、「放以縣官馬擅自假借，坐藏爲盜」が甲渠候官による「論」であるとするならば、この守塞尉放に対する尋問は刑事裁判の手続きとなろう。二年律令には尋問は「告」「劾」を以て行うよう規定されている¹⁴⁾ので、これが刑事裁判手続きとしての尋問であるならば、誰かが守塞尉放を「告」「劾」していなければならない。この冊書を巡っては、冊書に記す所の守塞尉放等の尋問に先立って、守塞尉放に訴えられた燧長焦永が尋問されたと考えられる¹⁵⁾ので、焦永が尋問された際に逆に守塞尉放を「告」した可能性も考えられないわけではない。その場合、この冊書に再録される尋問命令には焦永の「告」を受けて守塞尉放の尋問を命じた旨が明記されるはずである¹⁶⁾が、この冊書には守塞尉放が焦永に対し子馬を弁償するよう求めた訴えが記されるのみである。報告文書に再録される尋問命令はその尋問を命じた所の命令なのだから¹⁷⁾、この尋問は守塞尉放自身の訴えをきっかけに行われたと考えざるを得ない。それ故、この取り調べを刑事裁判手続きと見なすことはできないし、「放以縣官馬擅自假借，坐藏爲盜」を甲渠候官による「論」と見なすこともできないのではないか。

では、この「放以縣官馬擅自假借，坐藏爲盜」という言葉はどのように理解されるのだろうか。この言葉に続く「請行法」にそれを考える手掛りがある。『史記』には「請行法」に類似した「請行罰誅」という表現¹⁸⁾が見える。宣帝の地節元年、楚王延寿が広陵王胥

告子 爰書。某里士五甲告曰，甲親子同里士五丙不孝，謁殺，敢告。即令令史已往執。令史已爰書，與牢隸臣某執丙，得某室。丞某訊丙，辭曰，甲親子，誠不孝甲所，毋它坐罪。（睡虎地秦簡・封診式五〇～五一）

●胡丞熹取讞之。十二月壬申大夫蒞詣女子符告亡。●符曰，誠亡。詐自以爲未有名數，以令自占書名數，爲大夫明隸。明嫁符隱官解妻。弗告亡。它如蒞。解曰，符有名數明所。解以爲母恢人也。取以爲妻。不智前亡。乃疑爲明隸。它如符。詰解，符雖有名數明所而實亡人也。●律，取亡人爲妻，黥爲城旦。弗智，非有減也。解雖弗智，當以取亡人爲妻論。何解。解曰，罪，毋解。●明言如符・解。問。解故黥剝。它如辭。●鞠。符亡，詐自占書名數。解取爲妻，不智其亡。審。疑解罪。殺。它縣論。敢讞之。●吏議。符有數明所，明嫁爲解妻，解不智其亡，不當論。●或曰，符雖已詐書名數，實亡人也。解雖不智其請，當以取亡人爲妻論，斬左止爲城旦。廷報曰，取亡人爲妻論之。律白，不當讞。（張家山漢簡・奏讞書二八～三五）

なお、睡虎地秦簡のテキストは、睡虎地秦墓竹簡整理小組『睡虎地秦墓竹簡』（文物出版社一九九〇）。

- 14) 治獄者，各以其告劾治之。敢放訊杜雅，求其它罪，及人毋告劾而擅覆治之，皆以鞠獄故不直論。（張家山漢簡・二年律令一一三）
- 15) 前掲拙稿『『前言解』小考』一四八～一五〇頁。
- 16) 注13所引の例では、被疑者が「告」されたことを承けて尋問が実施されたことが明記されている。
- 17) 前掲拙稿『『前言解』小考』一五〇～一五三頁。

を立てようとして謀反の罪で誅されたが、謀反が発覚した時、公卿有司が「罰誅を行はんことを請」うたというものである¹⁹⁾。これに対して宣帝が詔を下し広陵王の取り調べを許していないことから、「請行罰誅」は謀反の容疑発覚を承けて広陵王などを逮捕し取り調べて処罰するよう請うたものだとわかる。それ故、「請行罰誅」と類似の「請行法」もまた容疑発覚を承けて被疑者を逮捕し取り調べて処罰するよう求めたものと考えられよう。そうすると、「放以縣官馬擅自假借，坐藏爲盜」は、尋問によって守塞尉放の贓罪の疑いが発覚したのでそのことを府に報告した言葉と考えられるだろう。

初山氏は秦漢時代の裁判について、民事的な案件でも官吏に処理が委ねられる限り刑事裁判手続きに従って処理される²⁰⁾とした上で、その刑事裁判手続きは、張湯伝に見える「得（逮捕）」→「劾（挙劾）」→「掠治（取調）」→「伝爰書」→「訊鞠（審理）」→「論報（決罪）」という手順で、「掠治」は郷官が、「訊鞠」「論報」は県廷が担当し、「伝爰書」は、県廷が判決を下すに当たっての根拠とするために、犯人の尋問を行った郷官が逮捕・尋問の概要を記した文書を作成して県廷に送達することを指すと考えている²¹⁾。民事的案件でも刑事裁判手続きに拠るという前提の上に、下級機関が被疑者を尋問しその結果を裁判権を持つ上級機関に送るという形が張湯伝と「駒罷勞病死」冊書とで共通することから、張湯伝に見える刑事裁判手続きを「駒罷勞病死」冊書に当てはめ、さらに、張湯伝では郷官の作成した爰書に基づいて県廷が判決を下していることから、「駒罷勞病死」冊書でも候官が作成した尋問結果報告に基づいて府が判決を下したはずだと初山氏は考えたのであろう。その「駒罷勞病死」冊書では、候官の作成した尋問結果報告に「坐藏爲盜」という刑罰の引き当てと解釈できそうな部分が含まれていたため、これを判決原案と見なしたのであろう。

18) 「行法」に類似する表現に「行法罰之」や「行法罰」があることから、「行罰誅」も「行法」とおよそ同じで、法を適用し処罰するというほどの意味だろう。

先是，潁川豪傑大姓相與為婚姻，吏俗朋黨。廣漢患之，厲使其中可用者受記，出有案問，既得罪名，行法罰之。（『漢書』卷七六 趙廣漢傳）

吏坐里閭閔出者，汚赭輒收縛之，一日捕得數百人。窮治所犯，或一人百餘發，盡行法罰。（『漢書』卷七六 張敞傳）

19) 其後胥果作威福，通楚王使者。楚王宣言曰「我先元王，高帝少弟也，封三十二城。今地邑益少，我欲與廣陵王共發兵云。立廣陵王為上，我復王楚三十二城，如元王時。」事發覺，公卿有司請行罰誅。天子以骨肉之故，不忍致法於胥，下詔書無治廣陵王，獨誅首惡楚王。（『史記』卷六〇 三王世家 褚少孫補筆）

20) 初山前掲「秦の裁判制度の復元」五三一頁。

21) 初山前掲「爰書新探」三八～三九頁。

しかしながら、氏の張湯伝解釈には問題がある。別稿²²⁾で明らかにしたように、死刑裁判における「報」は皇帝からの死刑裁可の回報である。張湯伝の逸話も死刑裁判であるから、「論報（決罪）」と一括りにされている「論」と「報」は別々の手続きで、「論」は刑の量定、「報」は皇帝からの死刑裁可の回報と理解すべきである。また、「訊」と「鞠」も別個の手続きで、「鞠」は犯罪事実の確認、「訊」は、獄において行われ²³⁾、「服（罪状自認²⁴⁾」が「訊」の後に現れる²⁵⁾ことから、被疑者の取り調べと理解すべきであろう。取り調べとされた「掠治」は、「掠笞」と同じである²⁶⁾から、取り調べ中に行われる鞭打ちのことである。「訊」が取り調べであれば、「訊」の前に位置する「伝爰書」は被疑者が罪状自認するより前の手続きとなり、従来のように被疑者の罪状自認を承けて治獄の吏から県廷へ爰書が伝達されることと考えることはできない。秦漢時代の裁判では、裁判を行う県から被疑者の戸籍のある県・郷に対して戸籍や前科などが照会される²⁷⁾が、照会に対する回報は爰書によって行われたと考えられる²⁸⁾。「伝爰書」は被疑者の罪状自認より

22) 拙稿「漢代の死刑奏請制度」（『史材』八八一五 二〇〇五）

23) (崔瑗)年四十餘，始為郡吏。以事繫東郡發干獄。獄掾善為禮，瑗問考訊時，輒問以禮說。（『後漢書』傳四二 崔駰列傳）

また、注25所掲の『後漢書』華佗傳。

24) 裁判手続きの中で現れる「服」は被疑者の罪状自認を指す（初山前掲「秦の裁判制度の復元」五五〇頁）。

25) 趙高使其客十餘輩詐為御史，謁者，侍中，更往覆訊斯。斯更以其實對，輒使人復榜之。後二世使人驗斯，斯以為如前，終不敢更言，辭服。（『史記』卷八七 李斯列傳）

且恥以醫見業，又去家思歸，乃就操求還取方，因託妻疾，數期不反。操累書呼之，又敕郡縣發遣，佗恃能厭事，猶不肯至。操大怒，使人廉之，知妻詐疾，乃收付獄訊，考驗首服。（『後漢書』傳七二下 方術列傳・華佗傳）

また、次例は、獄での取り調べではなく尋問する側が出向く「即訊」の場合であるが、やはり「訊」の後に「服」が来ている。

初，廣漢客私酤酒長安市，丞相吏逐去。客疑男子蘇賢言之，以語廣漢。廣漢使長安丞按賢，尉史禹故劾賢為騎士屯霸上不詣屯所，乏軍興。賢父上書訟罪，告廣漢。事下有司覆治。禹坐要斬。請逮捕廣漢。有詔即訊，辭服。會赦，貶秩一等。（『漢書』卷七六 趙廣漢傳）

26) 同じことを記した次の二史料から「治掠」と「笞掠」が同義とわかる。それ故、「掠治」と「掠笞」も同義であろう。

冀妻孫壽伺冀出，即多從倉頭，篡通期歸，治掠之，因言當上書告之。（『後漢紀』卷二〇 質帝紀 本初元年条）

壽伺冀出，多從倉頭，篡取通期歸，截髮刮面，笞掠之，欲上書告其事。（『後漢書』傳二四 梁冀傳）

27) 初山前掲「秦の裁判制度の復元」五三八～五四四頁。

28) 睡虎地秦簡に「亡自出」と題された封診式がある。

亡自出 郷某爰書，男子甲自詣，辭曰，士五，居某里，以迺二月不識日去亡，毋它坐，

前に行われる爰書送付の手続きなのだから、この戸籍や前科などの照会に対する回報こそ「伝爰書」の指す手続きではないだろうか。以上を要するに、張湯伝に見える裁判手続きは、「得」が逮捕、「掠治」が鞭打ち、「伝爰書」が戸籍や前科などの照会に対する回報、「訊」が取り調べ、「鞫」が犯罪事実の確認、「論」が刑の量定、「報」が皇帝からの死刑裁可の回報、と理解されるのである²⁹⁾。その結果、「掠治」も「訊」「鞫」も共に県において行われたことになる。

初山氏が、「掠治」と「訊鞫」を郷官と県廷が分担する形で理解したのは、郷が自首してきた逃亡者の戸籍や前科などを爰書に記して身柄とともに県廷に送致するという、睡虎地秦簡・封診式「亡自出」に見える県廷と郷との関係を張湯伝に当てはめたからである³⁰⁾。しかしながら、「告」は県廷に対して行うことが規定されており³¹⁾、裁判は県において行われるのであるから、封診式「告子」や「告臣」³²⁾に見える形態、即ち、被疑者の逮捕や

今來自出。●問之□名事定，以二月丙子將陽亡，三月中逋築宮廿日，四年三月丁未籍一亡五月十日，毋它坐，莫覆問。以甲獻典乙相診姪苦，今令乙將之詣論，敢言之。（睡虎地秦簡・封診式九六～九八）

これは、逃亡者が自分の戸籍のある郷に出頭したことを承けて、郷が逃亡者の取り調べなどを行いその結果を身柄と共に県に送ったものである。封診式「亡自出」の場合は、逃亡者自身の戸籍がある郷に自首したために、郷が逃亡者の取り調べと共に戸籍や前科についての報告を行っているが、通常の裁判では、次掲の封診式「有鞫」のように、裁判を行う県から被疑者の戸籍のある県・郷に対して戸籍や前科などが照会される。封診式「有鞫」の「可定名事里，所坐論云可，可罪赦，或覆問毋有」が戸籍や前科についての照会で、封診式「亡自出」の「□名事定……毋它坐，莫覆問」がそれに対する回答に当たる。照会を受けた県・郷が行う回報も封診式「亡自出」と同じような形で行われたと考えられるが、その封診式「亡自出」は爰書であるから、通常の戸籍や前科についての照会に対する回報も爰書によって行われたと考えられる。

有鞫 敢告某縣主，男子某有鞫，辭曰，士五，居某里。可定名事里，所坐論云可，可罪赦，或覆問毋有，遣識者以律封守，當騰，騰皆爲報，敢告主。（睡虎地秦簡・封診式六～七）

29) 以前、「訊鞫」は真実を解明する「掠治」とは裁判手続きにおいて全く別の意味を持つことになるかと述べたことがある（前掲拙稿「漢代の裁判文書『爰書』」三四頁）が、これに従って改めたい。

30) 初山前掲「秦の裁判制度の復元」五五八～五五九頁。

31) 漢代の例であるが、次の二年律令の規定から、逆に「告」は県廷に対して行うと規定されていたことがわかる。

諸欲告罪人，及有罪先自告而遠其縣廷者，皆得告所在郷，郷官謹聽，書其告，上縣道官。廷士吏亦得聽告。（張家山漢簡・二年律令一〇一）

32) 告臣 爰書。某里士五甲縛詣男子丙，告曰，丙，甲臣，橋悍，不田作，不聽甲令。謁買公，斬以爲城旦，受賈錢。●訊丙，辭曰，甲臣，誠悍，不聽甲。甲未賞身免丙。丙毋病毆，毋它坐罪。令令史某診丙，不病。●令少内某，佐某以市正賈賈丙丞某前，丙中人，賈若干錢。●丞某告某郷主，男子丙有鞫，辭曰，某里士五甲臣其定名事里，所坐論云可，可罪赦，

尋問、現場検分、被疑者の戸籍のある県や郷に対する戸籍や前科などの照会を、「告」を受けた県が全て行うという形こそ通常の形態であっただろう。封診式「自告」は、逃亡者が自分の戸籍のある郷に出頭したために、本来「告」を受けた県が令史などに行わせる被疑者逮捕と、被疑者の戸籍や前歴などの照会に対して被疑者の戸籍のある県や郷が行う回報を、逃亡者の出頭した郷が一度に行った特別な場合と考えるべきであろう。実は、粉山氏自身も当初は「告」を受けた県が原則的にすべての裁判手続きを行うと理解していた³³⁾。ところが、粉山氏は張湯伝の「掠治」を取り調べ、「訊鞠」を審理と解釈していたために、取り調べと審理が別々に行われることになり、被疑者に対する尋問を以て審理は終了するという氏の結論と矛盾してしまう。そこで、封診式「亡自出」に見える郷と県との関係を張湯伝に当てはめ、「掠治」と「訊鞠」を郷と県とに分担させることでこの矛盾を解消しようとしたわけである。しかし、「掠治」「訊」「鞠」を私見のように解釈すれば、それら全てが県で行われる通常の形態でも、尋問を以て審理は終了するという結論と矛盾することはない。

このように張湯伝の「掠治」と「訊」「鞠」が共に県で行われるのであれば、張湯伝の手順と「駒罷勞病死」冊書の手順に共通点はないし、先述のように「駒罷勞病死」冊書の手順を刑事裁判手続きと見なすことはできないのであるから、張湯伝に見える刑事裁判手続きを当てはめて「駒罷勞病死」冊書を解釈するべきではないだろう。それ故、その「駒罷勞病死」冊書解釈を当てはめる形で導き出された粉山氏の候粟君冊書解釈に従うこともまたできない。

先述のように、候粟君冊書で寇恩の自証爰書が居延県廷から甲渠候官へ送付されていることが、刑事裁判手続きとして説明できない一方で、訴えられた債務者の尋問結果が訴えた債権者に送付される債権回収請求訴訟として考えれば、それは当然のことである。候粟君冊書は債権の回収を求めた訴えなのだから、刑事裁判手続きではなく、債権回収請求訴訟の手続きに従って解釈されるべきである。

三 候粟君冊書の分析

前稿では、冊書のうち「府録令明處」「驗問治決言」「須以政不直者法亟報」についての

、或覆問母有，甲賞身免丙復臣之不殿。以律封守之，到以書言。（睡虎地秦簡・封診式三七～四一）

封診式「告子」は注13参照。

33) 粉山前掲「秦の裁判制度の復元」五四七頁。

解釈を保留していたので、ここではこれらの意味の検討を行い、一連の手続きの中でそれらがどういう意味を持つのかを明らかにしたい。

「府録令明處」の「録」は下達文書の一種³⁴⁾、「明處」は「はっきりさせる」という意味と思われるので、「府録令明處」は「案件をはっきりさせるよう府が録によって居延県廷に命じた」という意味になろう。

次に「驗問治決言」。「治決」の用例は他に一例³⁵⁾あるもののその意味を確定できないので、ここでは「治」「決」それぞれの意味から「治決」の意味を考えたい。「治」は、二年律令には裁判に関係する条文の中で「取り調べる」という程の意味で見える³⁶⁾。候粟君冊書の「治」も「驗問」と一緒に現れるので同様の意味と考えてよいだろう。「決」は二通の寇恩自証爰書（I・II）に「時商育皆平牛直六十石與粟君。粟君因以其賈予恩，已決」と見え、また、他にも債権に関して「不當償彭祖錢，已決絶」という例もある³⁷⁾。これらの例から、債権に関して現れる「決」は「決着済み」という程の意味と考えられよう。そうすると、「治決」は「取り調べて決着をつける」となろうか。なお、通常の債権回収請求訴訟の命令が「驗問收責報」であるのに対して、候粟君冊書で「驗問治決言」となっているのは、「驗問收責報」と命じられる場合は貸借関係が明確である³⁸⁾のに対して、候粟君冊書の場合は貸借関係が不明確であるため、まず事実関係をはっきりさせる必要があったからであろう。「駒罷勞病死」冊書で「驗問明處言」と命じられているのも同様であろう。

34) 次の簡には「官録」「府録」と見え、「録」が文書名称であることがわかる。

之。官録曰，移新到□□□

鐵甬大刀言。叩頭死罪□

箭五十。鐵鎧□□（E.P.T49:85A）

甲溝鄣守候弘敢言之。府録曰，第□（E.P.T65:270）

35) 逆教還所況讓前□。書到，趣治決已言。如律令。（79.D.M.T5:32/71）

36) 毋敢以投書者言駁治人。不從律者，以鞠獄故不直論。（張家山漢簡・二年律令一一八）

また、注14所掲張家山漢簡・二年律令一一三。

37) □居里女子石君佚王子羽羽（第一段）

責候長李勝之錢二百九十三。謹驗問勝之，辭，故與君佚夫彭祖，爲殄北塞外候□

五年十二月中，與彭祖等四人供殺牛。已校計不負彭祖錢。彭祖徙署白石部，移書責ム錢二百九十三。ム爰書自證。不當償彭祖錢已決絶。彭祖免歸坻池。毋詣官。至今積四歲。彭□=□妻君佚今

復責ム錢。ム自證爰書在殄北候官。（第二段）（E.P.S4.T2:52）

38) 次の簡は債権回収命令に対する報告であるが、「貸甲渠候史張廣徳錢二千」とあるように誰にいくら貸したかという貸借関係が明確なので「尋問して猛の言うとおりに債権を回収して報告せよ」と命ずるのみで、「治決」や「明處」は命じられていない。

貸甲渠候史張廣徳錢二千。責不可得。書到，驗問，審如猛言，爲收責言。謹驗問廣徳，對曰「迺元康四年四月中，廣徳從西河虎猛都里趙武，取穀錢千九百五十，約至秋予（E.P.T59:8）

最後に「須以政不直者法亟報」について。「須」を含む部分は、居延守丞文書（Ⅳ）の中で「書到」の後ろに来ているが、前掲の債権回収命令などに見えるとおり、「書到」「檄到」より後ろの部分は文書送付先に対する命令や依頼の内容である。居延守丞文書（Ⅳ）と同じく「書到」「檄到」の後に「須」字が来る例を挙げよう。

候長不相與鄧校而令不相應，解何。檄到，馳持

事詣官。須言府。會月二十八日日中。毋以它爲解，必坐。有（E.P.F22:454）

〔候長はチェックせず一致しないままにした，どう弁解するのか。檄が到着したら，急いで事を持って候官に出頭せよ。須言府。月の二十八日日中に出頭せよ。他の事を弁解としてはならない，必ず罪に当たるぞ。（教）有り〕

「詣官」とあることから，これは候官が配下の部の候長に下した出頭命令とわかる。「言府」は都尉府へ報告するという意味だが，候長が直接都尉府へ報告することは無い³⁹⁾ので，この場合は，候長が候官へ出頭した後で，候官が候長尋問の結果を府へ報告することを指すと考えられる。そうすると，「須」の後には，文書送付先に対する命令が遂行された後に文書発信者自身の行うべきことが記されていることになる。

十二月癸丑，大煎都候丞罷軍，別治富昌燧，謂部士吏。寫移。書到，實籍吏出入關人畜車兵器物，如官書。會正月三日。須集移官各三通。毋忽。如律令。

（T.VI.b.i.152/1685）

〔十二月癸丑の日，大煎都候官の丞の罷軍が，富昌燧に駐在し，部の士吏に通知する。複写し送付する。文書が到着したならば，吏の関所の出入りに伴う人・家畜・武器・物品について確認して帳簿に記載すること，候官の文書の如くせよ。正月三日に出頭せよ。須集移官各三通。なおざりにするな。律令の如くせよ。〕

39) 次掲のE.P.T59:161は四時の禁を犯す者の有無について，部の候長が候官に対して報告を依頼した文書，E.P.F22:51～52は候官が府へ報告した文書である。これらの例から，府の命令に対する報告は，部の候長から候官へ送られ，候官がそれをまとめて府に報告したことがわかる。

以書言。會月二日。●謹案部燧六所吏七人卒廿四人，毋犯四時禁者。謁報。

敢言之。（E.P.T59:161）

建武六年七月戊戌朔乙卯，甲渠郭守候 敢言之。府書曰，吏

民毋犯四時禁。有無四時言。●謹案部吏，毋犯四（E.P.F22:51A）

時禁者。敢言之。（E.P.F22:52）

「如官書」とあることから、この下達文書は候官からの命令を承けて大煎都候丞の罷軍が部士吏に下したものとわかる。文書送付先への命令・依頼内容が来る「書到」以下には、「實籍吏出入關人畜車兵器物，如官書。會正月三日」と「須集移官各三通」の二つの内容がある。前者は部士吏への命令内容であるが、後者は、「官」が候官を指すのだから、前者の命令によって部士吏から送られてきた報告を大煎都候丞罷軍が「集めて候官へ送付すること各々三通」という意味になろう。やはり、「須」以下の部分は、文書送付先に対する命令が遂行された後に文書発信者自身の行うべきことであり、「須……」は「（命令遂行後）……しなければならない」とでも訳せようか⁴⁰。では、どうして、文書発信者自身の行うべきことが命令文書の中に記されるのだろうか。次の例では、「須」の後に文書発信者自身の行うべきこと以外の内容が記されている。

晦日平旦。須集移府。迫卒罷日。促毋失期。如律（E.P.T56:115）

〔月末の平旦（に出頭せよ）。その後、取りまとめて都尉府に送付しなければならない。戌卒の徭役義務終了日が迫っている。速やかに行い期日を厳守せよ。律（令）の如くせよ。〕

「須集移府」の後の「迫卒罷日。促毋失期」は期日厳守を念押しした言葉である。この例から考えれば、「須」以下は、命令遂行後に文書発信者自身の行うべきことを予告することで、命令の完遂を訓示しているのだろう。

地節二年六月辛卯朔丁巳，肩水候房謂候長光。官以姑臧所移卒被兵本籍，爲行邊兵丞
= 相史王卿治卒被兵，以校閼亭燧卒被兵，皆多冒乱不相應。或
易處不如本籍。今寫所治亭別被兵籍並編移。書到，光以籍閱具卒兵。兵即不應籍，更
= 實定此籍，隨即下所在亭，各實努力石射步數。
令可知賚事，詣官。會月廿八日夕。須以集爲丞相史王卿治事。課後不如會日者必報。
= 毋忽。如律令。 (7・7A)

〔地節二年六月辛卯朔丁巳，肩水候の房が候長の光に謂う。候官が姑臧の送付してき

40) 裘錫圭氏は「須」を「待」と解釈する（『新發現的居延漢簡的几箇問題』『中国史研究』一九七九—四 一〇六頁）。文書送付先に対する命令の遂行後に行うべきことという点から言えば「待」の意味も含むが、後述のように「須」以下は命令の完遂を訓示した言葉と思われるので、ひとまずこう訳しておく。

た卒被兵台帳に基づいて、邊兵を巡察する丞相史王卿が卒の武器装備を治める為に、亭燧卒の武器装備状況を点検したところ、皆食い違いが多く一致しない。或いは保管場所が変わって台帳通りになっていない。点検した亭毎の武器装備帳簿を書き写して編綴し送付する。文書が到着したら、光はその帳簿に基づいて卒の武器を点検せよ。武器がもしも帳簿通りでなかったならば、改めてこの帳簿を訂正し、次いで配下の亭に下達して、それぞれ弩の強さや射る時の歩数を確認せよ。通告すべき事が有れば候官に出頭せよ。月の二八日夕に出頭せよ。その後、集めて丞相史王卿の為に事を治めなければならない。課後不如會日者必報。おざなりにするな。律令の如くせよ。]

終わりの「課後不如會日者必報」の「會日」が「會月廿八日夕」を指すことは疑い無いので、「不如會日者」は命令対象者で出頭期限に遅れた者を指す。それ故、「課後不如會日者必報」は「遅れて出頭期限通りにしなかった者をチェックして⁴¹⁾必ず報告する」という意味になる。要するに「期限に遅れたら丞相史王卿に報告するぞ」と脅して期日厳守を念押しした言葉であり、「須」以下が文書送付先に対する命令完遂の訓示であることを明確に示している。

「須以政不直者法亟報」の「報」は、「論報（判決）」ではなく回報の意味である⁴²⁾。居延県廷は府からの寇恩再尋問命令を承けて甲渠候官にこの文書を送付しているのだから、ここでの回報先は府となろう。

最後に「政不直者法」について。「政不直者法」は他に類例が無くよくわからない。ただ、「法」は具体的な法令・条文を指すのではなく、法秩序や法理という抽象的な意味であり⁴³⁾、また、「不直」は、睡虎地秦簡では判決を故意に軽重することを、二年律令では告発されていないのに取り調べをしたり実際より重い罪で告発したりすることを指して⁴⁴⁾、およそ故意に事実を曲げる行為を指すようである。候粟君冊書も訴えの記録なのだから、こ

41) 「課……者」は「……する者をチェックして」の意味。

課母状者行法。毋忽。如律令。(185・23+185・24)

…禁止行者，便戰鬪具。驅逐田牧畜産，毋令居部界中。警備毋爲虜所誑利。且課母状不憂
=者効。尉丞以下毋忽。如法律令。敢告卒人。／掾延年書佐光給事□(12・1B)

42) 前掲拙稿「漢代の死刑奏請制度」

43) 富谷至「二年律令に見える法律用語——その(1)」(『東方学報』七六 二〇〇四)

44) 論獄[何謂]不直。可謂縱囚。罪當重而端輕之，當輕而端重之，是謂不直。當論而端弗論，及傷其獄，端令不致，論出之，是謂縱囚。(睡虎地秦簡・法律答問九三)

効人不審，爲失，其輕罪也而故以重罪効之，爲不直。(張家山漢簡・二年律令一一二)

また，注14所掲張家山漢簡・二年律令一一三。

の「不直」も秦簡や二年律令と同じ意味で解釈すべきであろう。

以上のことから、「須以政不直者法亟報」はひとまず「政務において故意に事実を曲げたという法理を以て（居延県廷は）速やかに府に回報しなければならない」と解釈されよう。「須」以下は命令完遂の訓示であるから、この場合、甲渠候官に自証爰書によって証言するよう訓示していることになろう。ただ、「粟君が自証爰書によって証言したら政務において故意に事実を曲げたという法理を以て府に回報しなければならない」というのでは、逆に、自証爰書による証言をさせない方向になってしまうので、ここでは、「粟君が自証爰書によって証言しなかったならば」という意味に解釈しておきたい。

以上で候粟君冊書の解釈は全て終了した。そこで次には、候粟君冊書の手順を債権回収請求訴訟手続きに当てはめて解釈することで、債権回収請求訴訟の特徴を明らかにしてゆきたい。

四 候粟君冊書と債権回収請求訴訟

（一）候粟君冊書の手順と債権回収請求訴訟の手続き

候粟君冊書の手順のうち第一回寇恩尋問を巡る①～⑤を、先に示した債権回収請求訴訟手続きに当てはめると次のようになる。

- | | |
|---------------------------------------|--|
| ①粟君が居延県廷に対し寇恩を訴える。 | A 債権者が債権回収を求めて債務者を訴える。 |
| | B 訴えを受けた官署が債務者の所属官署や居住県に対して債務者尋問・債権回収・結果報告を命令。 |
| ②居延県廷が都郷嗇夫に寇恩尋問を命令。 | C 債務者の所属官署や居住県が債務者を尋問。 |
| ③都郷嗇夫が寇恩を尋問。 | |
| ④都郷嗇夫が寇恩尋問結果 ⁴⁵⁾ を居延県廷に報告。 | |
| ⑤居延県廷が寇恩尋問結果を粟君に通知。 | D 債務者の所属官署や居住県が債務者尋 |

45) 前稿で述べたように、居延県廷は⑩で第二回寇恩尋問結果を受け取るまで、寇恩は自証爰書による証言をしていないものとして手続きを進めている。従って、ここでも、寇恩は自証爰書によって証言していないものとして、債権回収請求訴訟手続きとの対応を考える。

問結果を債権者に報告。

候粟君冊書では、粟君が寇恩の居住する居延県に直接訴えているので、候粟君冊書の①が債権回収請求訴訟手続きのAとBに当たるだろう。また、候粟君冊書の②③④は債務者尋問の手続きであるから、債権回収請求訴訟手続きのCに当たる。このため、候粟君冊書の手順と債権回収請求訴訟手続きが完全な一対一対応にはならないが、候粟君冊書の手順が債権回収請求訴訟手続きに従って進められていることは明らかである。

続いて、第二回寇恩尋問を巡る手順⑥～⑪を債権回収請求訴訟手続きと対比すると次のようになる。

- | | |
|---|--|
| ⑥粟君が府に居延県への移動許可を申請。 | A 債権者が債権回収を求めて債務者を訴える。 |
| ⑦府が居延県廷に対し事実関係を明らかにするよう命令。 | B 訴えを受けた官署が債務者の所属官署や居住県に対して債務者尋問・債権回収・結果報告を命令。 |
| ⑧居延県廷が都郷齋夫に第二回寇恩尋問を命令。 | C 債務者の所属官署や居住県が債務者を尋問。 |
| ⑨都郷齋夫が寇恩を再尋問し、十六日附寇恩自証爰書(Ⅱ)を作成。 | |
| ⑩都郷齋夫が寇恩尋問結果と二通の寇恩自証爰書(Ⅰ・Ⅱ)を居延県廷に送付。 | |
| ⑪居延県廷が二通の寇恩自証爰書(Ⅰ・Ⅱ)と都郷齋夫報告文書(Ⅲ)を甲渠候官に送付。 | D 債務者の所属官署や居住県が債務者尋問結果を債権者に報告。 |

府に対する粟君の請願⑥は居延県への移動許可を求めるものであったが、これを受けた府が居延県廷にこの案件の事実関係の解明を命じていることから、債権回収請求訴訟手続きのAに当たると見なしてよいだろう。そうすると、第二回寇恩尋問を巡る⑥から⑪までの手順もまた債権回収請求訴訟の手続きに従うものであったと言える。

なお、冊書手順の⑪で、居延県廷は甲渠候官に対して自証爰書によって証言することを求めているが、これについては次のように考えられる。先述のように、債権回収請求訴訟

手続きでは、自言レベルと爰書レベルの二つの信憑性の水準が存在した。第二回尋問において寇恩が自証爰書により債務を承服しない旨を証言したことによって、手続きはそれまでの自言レベルから爰書レベルへと移行した。爰書レベルでは、双方の供述の信憑性の水準を揃える必要から、債務者が債務を承服しないのなら自証爰書による証言が求められた。⑪で甲渠候官に自証爰書による証言が求められたのも、債権者と債務者の立場は逆であるがそれと同様であって、第二回尋問で寇恩が自証爰書によって証言したために寇恩と粟君の供述の信憑性の水準を揃える必要があったからだろう。

（二）債権回収請求訴訟の判決

ここでは、債権回収請求訴訟における判決手続きの有無などについて検討したい。その前に、候粟君冊書の手順のうち、第一回寇恩尋問を巡る①から⑤と第二回尋問を巡る⑥から⑪がどのような関係にあるのかをまず確認しておこう。

⑤で居延県廷から第一回寇恩尋問結果を通知された粟君は、⑥で府に「詣郷爰書是正」を請願しているが、これは前稿で検討したように、寇恩に自証爰書による証言をさせることによって第一回尋問での供述内容を訂正するために寇恩の住む居延県都郷に行く許可を求めたものと考えられる。それ故、この請願は粟君の自発的な行為であろう。その点を確認するために、今仮に⑥の府への請願が、①の粟君の訴えに始まる訴訟手続きの一環として居延県に出頭する必要があったための移動許可の申請であったとしよう。訴訟手続きとしての出頭であるならば、何らかの事情があって移動許可を出さない場合でも府は粟君の出頭を代替する措置を執る必要があっただろう。冊書では、府が居延県廷に対して「明處」、即ち、粟君の訴えた案件について事実関係をはっきりさせるよう命じているが、この府の命令は粟君自身とは全く関係しないので、訴訟手続きとして粟君が居延県に出頭することを代替しているとは考えられない。つまり、この場合、府は粟君の出頭に代替する措置を取っていないということになる。訴訟手続きとしての出頭であれば代替措置を取る必要があったと思われるのであるから、代替措置が執られていない⑥の請願は、訴訟手続きとして出頭するための移動許可の申請ではなかったということになる。逆に、府が粟君の請願を許可せずに、居延県廷に対して「明處」を命じたということは、粟君が居延県都郷へ赴こうとした用件が、粟君自身が居延県に赴かないでも府が居延県廷に対して「明處」を命ずることで果たされ得るものであったということである。粟君自身が居延県に赴かないでも差し障り無いということからも、これは粟君の個人的な用件による移動許可の請願と考えられよう。

このように、⑥の府に対する請願が粟君の自発的行為であるならば、ここで粟君が府に

移動許可を請願しなかった可能性も考えられる。もしここで粟君が府に請願しなかったならば、府が居延県廷に「明處」を命ずることもなかったであろうから、寇恩が再尋問されることもなかっただろう。ということは、債権回収請求訴訟の手続きは、訴えられた債務者の尋問結果を訴えを起こした債権者に報告したところで終了するものであったということになる。候粟君冊書に即して言えば、①の粟君の訴えに始まる債権回収請求訴訟の手続きは、⑤で第一回寇恩尋問結果を粟君に通知したところでひとまず終了したということである。従って、候粟君冊書の手順うち、①の粟君の訴えに始まる①から⑤と、⑥の府への請願によって開始される⑥から⑪は、それぞれが独立した一件の訴訟手続きと考えられるのである。

この点を確認した上で、今仮に債権回収請求訴訟に判決手続きが存在したとすれば、一回目の訴えに当たる①から⑤のどこで判決は下されたのだろうか。候粟君冊書では④で第一回寇恩尋問結果が居延県廷に報告されており、この時点で粟君の訴えと寇恩の供述の両方が居延県廷に揃うことになるが、居延県廷が審理を行い判決を下すのは、①から⑤の中では双方の供述が揃ったこの時以外にはないだろう。では、その場合、どのような判決が下されただろうか。⑧で居延県廷が都郷に対し寇恩の再尋問を命じた中で、「恩辭不與候書相應。疑非實」と述べていることに注目したい。その「恩辭」が第一回尋問における寇恩の供述を、「候書」が粟君の訴えを指すことは疑い無いので、この「疑非實」は寇恩の供述に対する居延県廷の心証となろう。居延県廷がこのような心証を抱いている以上、居延県廷は粟君の主張を認める方向の判決を下していたはずである。ところが、その後、粟君は寇恩に自証爰書により証言させることで供述を訂正させようとした。このことは、とりもなおさず、居延県廷の下した判決が粟君の主張を認めるものではなかったことを示しており、居延県廷の心証から推定される先の判決内容と矛盾するのである。居延県廷が判決を下したと仮定した場合このような矛盾が生じるということは、この仮定自体が誤りであったと考えざるを得ない。即ち、⑤で居延県廷が粟君へ通知した内容には判決の如きものは存在せず、寇恩の第一回尋問結果だけが通知されたと考えざるを得ないのである。

⑥から始まる二回目の訴えで、寇恩尋問を行った居延県廷から粟君に送られてきたのがこの候粟君冊書そのものである。これまで居延県廷文書(Ⅳ)に含まれる「須以政不直者法亟報」が法適用の原案と解釈されてきたが、先に検討したように、そう考えることはできない。その結果、居延県廷から粟君に送られてきた文書には判決と見なせるものは含まれないことになる。それ故、二回目の訴えでも判決手続きは存在しなかったと考えざるを得ないだろう。

債権回収請求訴訟では、また、官が積極的に事実を究明することも行われなかった。先

述のように、居延県廷は第一回寇恩尋問結果に対し「疑非實」という心証を抱いていながら、そのまま粟君に尋問結果を通知しているのであって、都郷に寇恩の再尋問を命じて積極的に真実を解明しようとはしていない。確かに、居延県廷は都郷畜夫に対して第二回寇恩尋問命令を出しているが、この再尋問命令は、粟君の請願を受けた府から「明處」を命じられたために下されたものであって、居延県廷が「疑非實」という心証に基づいて自発的に命じたものではない。

このように、粟君の訴えを受けた居延県廷は、積極的に事実を究明してもいないし判決を下してもいないと考えられ、結局、債権回収請求訴訟は、債務者尋問命令に「驗問收責報」とあるとおり、訴えられた債務者を尋問しその結果を訴えた債権者に報告するだけのものだったのである。

（三）冊書に続く手続き

冊書の記載は、居延県廷が甲渠候官に対して自証爰書による証言を求めた^⑪で終わっているが、その後、もしも粟君が証言しなかったならば訴訟手続きはどうなるのだろうか。債権回収請求訴訟手続きの爰書レベルで、尋問された債務者が債務を承服しない旨を自証爰書によって証言しなければ、債務を承服したことになり訴訟手続きが終了することを踏まえれば、候粟君冊書の場合も同様に粟君が寇恩の主張を承服したことになり訴訟手続きは終了すると思われる。その場合、粟君に対する債務は無いという寇恩の主張を粟君が承服したことになるのだから、結果的に、粟君は架空債権の返還を求めて寇恩を訴えたということになる。ところが、^⑪で居延県廷から命ぜられた自証爰書による証言を粟君がしなかったならば、粟君は寇恩の主張を承服したとして訴訟手続きが終了する結果、粟君は架空債権のでっち上げについて何ら譴責されないままになると思われるのである。このように考えると、居延県廷の「須以政不直者法亟報」という言葉は、粟君の架空債権のでっち上げをうやむやにしないためのものだったのではないだろうか。先述のように、「不直」はおおよそ故意に事実を曲げる行為を指すようであるが、架空債権のでっち上げはまさに「不直」に当たるだろう。居延県廷は、粟君が自証爰書による証言をしないうことでこの「不直」の行為をうやむやにしてしまうことの無いように、自証爰書によって証言しなかったならば故意に事実を曲げて民を訴えたことを府に報告するぞと釘を刺したのではないだろうか。

では、粟君が自証爰書によって証言し、その自証爰書が居延県廷に送付された場合はどうなるのだろうか。この点については、「燧長失鼓」冊書と呼ばれる太鼓の返還を求めた訴えの記録⁴⁶⁾がその手掛かりを与えてくれる。「燧長失鼓」冊書では、太鼓の返還を求め

て訴えられた人物と、その人物が太鼓返還の責任があると名を挙げた人物の両者が、それぞれ自証爰書による証言をした後、先に証言した人物が再び尋問され、後で証言した方が偽証していると証言する自証爰書がそこで作成されている。この例からすれば、もしも粟君が自証爰書によって証言したならば、先に自証爰書によって証言した寇恩が再度尋問され、粟君の主張を承服するか、さもなくば自証爰書によって粟君の偽証を証言するのではないだろうか。相手の偽証を証言することは、とりもなおさず相手の証不言請律違反を証言することであるから、爰書レベルの債権回収請求訴訟から証不言請律違反を巡る刑事裁判への移行をここに想定できるかもしれない。

おわりに

候粟君冊書は、訴えた粟君と訴えられた寇恩双方の尋問結果や自証爰書をもとに、府または居延県廷が審理して判決を下すという枠組みでこれまで解釈されてきたが、その場合、一方の当事者である寇恩の自証爰書がどうしても一方の当事者である粟君の元に送付されるのか、また、長官である粟君を甲渠候官所属の誰が公正に尋問するのか、さらに、「須以政不直者法亟報」が法適用の原案であるならばどうして当事者の一方を尋問しただけで法の適用について判断することができるのか、といった疑問の生じること、先述の通りである。しかし、本稿において明らかにしたように、候粟君冊書は債権回収請求訴訟の案件であって、その債権回収請求訴訟は訴えられた債務者を尋問しその結果を訴えを起こした債権者に報告するだけのものであるから、寇恩の自証爰書が粟君の元に送付されるのは当然のことであるし、粟君が尋問されることも無いだろう。また、判決手続きそのものが存在せず「須以政不直者法亟報」も法適用の原案ではないのだから、第三の疑問ももとより生じない。

では、このように単に訴えられた債務者を尋問してその結果を報告するだけの債権回収請求訴訟は、どのように紛争を解決するのだろうか。前述のように、自言レベルでは、訴えに際して債権の存在を証明する必要はないし、尋問において債務を承服しない債務者も債務不存在を自証爰書によって証言することは求められない。そのため、訴えた債権者と訴えられた債務者の双方について虚偽の供述を抑制する手続きは自言レベルには存在しない。極論すれば、自言レベルでの供述は嘘でも構わないのである。候粟君冊書で、第一回寇恩尋問結果に対し居延県廷が「疑非實」という心証を抱いていながら、嘘の疑いを追及

46) 「燧長失鼓」冊書については、拙稿「自証爰書の運用——『候粟君所責寇恩事』冊書の二通の自証爰書に対する疑問——」（『古代文化』五二—一二 二〇〇〇）参照。

することなくそのまま粟君に報告しているのは、そのために他ならない。これに対して、爰書レベルでは、虚偽の供述を証不言請律が抑制する。そのため、債務の事実がある債務者は偽証しない限り債務を承服せざるを得ず、その結果、紛争は解決される。つまり、爰書レベルでは、自証爰書による証言を当事者に求める手続きこそが紛争解決の力となるのである。

これまで見てきたように、漢代の債権回収請求訴訟は、自言レベルにしる爰書レベルにしる、当事者の一方が相手の主張に反論せず承服することによって、換言すれば、あきらめて争わないことによって終了する。このような訴訟終了の形は、いわゆる刑事裁判とは紛争解決の原理が全く異なると言えよう。喩えるなら、当事者の進むべき道に踏み絵を置くことで、有責または不利な側の当事者が踏み絵を踏むのを躊躇してそれ以上進まない結果、紛争が解決される、とでも言えようか。そして、その踏み絵に当たるのが自証爰書による証言なのである。

漢代の債権回収請求訴訟には、官による積極的な事実究明や判決は存在しなかった。それ故、これはもはや公権力による訴訟や裁判ではなく、当事者による自力救済行為に過ぎないという見方もあるかもしれない。しかし、債権回収請求訴訟では、債権者の訴えを承けて行われる債務者の召喚・尋問、債務者が債務を承服した場合の債権回収、承服しなかった場合の自証爰書による証言などの手続き全てが、郡一県一郷及び都尉府一候官一部一燧という民政・軍政の統治システムを利用して行われ、官の持つ強制力を背景に実施されているのであって、これら無くして紛争の解決は見込めない。この債権回収手続きを敢えて訴訟と呼んだ所以である。

本稿の考察の結果、漢代の長城地帯において行われた債権回収請求訴訟は、いわゆる刑事裁判とは異なる手続きであることが明らかとなった。それが内地でも同様に運用されたか否かについては、今後の課題としたい。

【参考文献リスト】

- 甘肅省文物考古研究所・甘肅省博物館・中国文物研究所・中国社会科学院歴史研究所，〔一九九四〕，『居延新簡 甲渠候官』，中華書局。
- 甘肅省文物考古研究所，〔一九九一〕，『敦煌漢簡』，中華書局。
- 裘錫圭，〔一九七九〕，「新發現的居延漢簡の几箇問題」，『中国史研究』一九七九一四。
- 謝桂華・李均明・朱国昭，〔一九八七〕，『居延漢簡積文合校』，文物出版社。
- 滋賀秀三，〔一九八四〕，『清代中国の法と裁判』，創文社。

- 睡虎地秦墓竹簡整理小組, [一九九〇], 『睡虎地秦墓竹簡』, 文物出版社。
- 鷹取祐司, [一九九七], 「漢代の裁判文書『爰書』——戌卒による売買を手掛かりに——」, 『史林』八〇—一六。
- 鷹取祐司, [二〇〇〇], 「自証爰書の運用——『候粟君所責寇恩事』冊書の二通の自証爰書に対する疑問——」, 『古代文化』五二—一二。
- 鷹取祐司, [二〇〇二], 「『候粟君所責寇恩事』冊書の再検討」, 『大阪産業大学論集』人文科学編一〇八号。
- 鷹取祐司, [二〇〇五], 「漢代の死刑奏請制度」, 『史林』八八—一五。
- 中国社会科学院考古研究所, [一九八〇], 『居延漢簡 甲乙編』, 中華書局。
- 張家山二四七号漢墓竹簡整理小組, [二〇〇一], 『張家山漢墓竹簡〔二四七号墓〕』, 文物出版社。
- 張建国, [一九九九], 『帝制時代的中国法』, 法律出版社。
- 富谷至, [二〇〇四], 「二年律令に見える法律用語——その(1)」, 『東方学報』七六。
- 宮宅潔, [一九九八], 「秦漢時代の裁判制度」, 『史林』八一—一二。
- 笏山明, [一九八五], 「秦の裁判制度の復元」, 林巳奈夫編『戦国時代出土文物の研究』京都大学人文科学研究所。
- 笏山明, [一九九二], 「爰書新探——漢代訴訟論のために——」, 『東洋史研究』五一—三。
- 笏山明, [一九九五], 「居延新簡『駒罷勞病死』冊書——漢代訴訟論のために・続——」, 『堀敏一先生古稀記念 中国古代の国家と民衆』, 汲古書院。